

検討部会(第2回): 論点3

(P4は委員・オブザーバー限り)

施設の防火・防災対策に関する情報を施設利用者等へ周知する
方策について

- (1) 施設の防火・防災対策などに関する情報コンテンツ集の作成
- (2) 案内図記号(ピクトグラム)の活用

(1)施設の防火・防災対策などに関する情報コンテンツ集(例)の作成(1/2)

外国人来訪者等が利用する施設の防火・防災対策や火災・地震発生時の行動などに関する情報コンテンツ集(例)を作成し、ガイドラインで示してはどうか。

- ・ 外国人来訪者等を含めた施設利用者への施設の防火・防災対策や火災・地震が発生した際の行動に関する事前周知に活用
- ・ 防火・防災対策に関する施設関係者(従業員やイベントスタッフ、ボランティア等)の事前訓練などに活用

(活用例)

情報コンテンツ集(例)



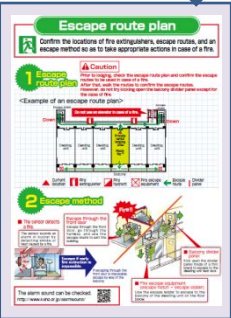
施設関係者が施設の実情等に応じてカスタマイズ



情報コンテンツ(A施設用)

情報コンテンツ(B施設用)

情報コンテンツ(C施設用)



施設案内リーフレットへの掲載や災害時の対応ハンドブック作成など



施設利用者のスマートフォンへの配信など



デジタルサイネージへの表示など

➤ 情報コンテンツは、多様な利用者が情報を得ることができるよう、多言語(音声・テキスト)など多様な方法で提供されることが有効。

(1)施設の防火・防災対策などに関する情報コンテンツ集(例)の作成(2/2)

情報コンテンツ集(例)の項目(案)

コンテンツ集(例)の具体的な内容や活用方策等は、平成29年度引き続き検討。

- 外国人来訪者等が利用する施設に講じられている基本的な防火・防災対策
 - ※ 消防用設備等の機能や効果、耐震性能に関する情報、自衛消防隊員の基本的な活動内容など
- 火災・地震発生時に伝達される情報の内容やその伝達方法など
 - ※ 警報音の試聴やピクトグラムの説明、防災センター等や自衛消防隊員が伝達する情報(メッセージ)の例文など
- 施設の防火・防災対策について、ご理解・ご配慮いただきたい事項
 - 火災などの異常事態や倒れている人などを発見した際の施設関係者等への連絡要領など
 - 火災・地震発生時に日本語の理解できない外国人や聴覚・視覚から情報を入力できない方、車いす使用者などが周囲にいる場合の情報伝達や避難誘導について、ご理解・ご配慮いただきたい事項(多様な利用者の特徴に応じた情報伝達・避難誘導に関する留意事項など)
 - 火災・地震発生時に個別対応が必要な場合の施設関係者への事前申出など(例えば、緊急時の連絡方法や配慮してほしいことなどを所定の様式に記載し、施設関係者に渡す、自分で持っておく等)

(2)案内図記号(ピクトグラム)の活用(2/3)

① 消防法令に基づく表示(消火器)

・ 消防法施行規則第9条第4項

「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けることが規定されている。

・ 「消防用設備等の標識類の様式について(通知)」(昭和44年消防予第238号)

「消火器」と表示した標識について、色(地:赤、文字:白)と大きさ(短辺:8cm × 長辺:24cm以上)が規定されている。



消火器の標識の例



標識とJIS図記号を併用する例

※ 消火器の標識については、日本消防標識工業会が推奨品として検査を実施

(2)案内図記号(ピクトグラム)の活用(3/3)

② 非常時に関係する図記号

- JIS原案作成委員会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等による外国人来訪者の増大に向けて、JIS Z8210(案内用図記号)の国際整合性の確保、新規図記号の追加及び既存図記号の見直しを進めている。
 - 検討対象となるJIS図記号のうち、非常時に使用されるものは、消火器、非常電話及び非常ボタンの3種類。
 - JIS図記号等の表示について、法令上の規定はないが、公共スペース、電車内、高速道路等多くの場所で幅広く利用されている。
- ※消防法令上、JIS図記号の使用は求められていない。

JIS Z8210とISOの比較

分類	JIS	ISO
消火器		
非常電話		
非常ボタン		



非常電話の例
(エレベータ内)



非常ボタンの例
(鉄道車両内)

参考

案内用図記号に用いる基本形状、色及び使い方は、JIS Z8210で規定



地: 赤
安全(防火・危険)



地: 緑
安全(誘導)